

## ボランティア募集に関する規約

### 1. 活動の対象

- (1) 公益性・公共性が高い活動
- (2) 営利を目的としない活動
- (3) 活動にあたり、安全性が高いと判断される活動
- (4) その他当センターが認める活動

### 2. 申込みができない活動

- (1) 法令に違反するもの
- (2) 公序良俗に反するもの
- (3) 精神的・肉体的苦痛が心配される活動
- (4) 政治的・宗教的活動を主たる目的とするもの
- (5) 水泳監視、ベビーシッター、病人の介護等の人命にかかわることが予想される活動
- (6) 車の運転を活動内容に含む活動
- (7) 宿泊を伴うもの
- (8) 本来、有資格者によってなされるべき活動
- (9) 20 時以降 6 時までの深夜及び早朝の活動
- (10) その他当センターが不相当と判断するもの

### 3. 募集の申込み

ボランティア募集团体には、必要に応じて、規約、役員名簿、収支報告書、活動報告書等の団体の実績が分かる書類等の提出をお願いする場合があります。

### 4. 募集の停止

ボランティア活動を行った際に、本規約に反する状況が判明した場合、それ以後の関係するボランティア団体の募集を停止します。

### 5. 免責事項

浜松市市民協働センターが紹介するボランティア情報に関して発生したトラブル等に対し、浜松市市民協働センターでは責任を負いかねます。上記の内容を守って募集をお願いします。